

平成31年度・高知県高等学校等奨学金制度の概要

(新入生及び在学学生を対象とした「在学申請」の募集)

※この奨学金は貸与するものであり、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

高知県教育委員会では、高等学校や高等専門学校等への進学・修学を希望しながら、経済的な理由で修学が困難な方に対し、奨学金を貸与しています。

奨学金はあなた自身に貸与されるものです。貸与された奨学金は、卒業後にあなた自身が返還することとなります。

奨学金の貸与を希望される方は、奨学金の貸与条件や貸与終了後の返還方法等を十分理解したうえで申請してください。

【貸与対象者】

次の1～4のすべてに該当する方が対象となります。

- 1 平成31年4月に、**高等学校** (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)・**高等専門学校・専修学校の高等課程に「入学された方」又は「在学中の方」**

ただし、「専修学校の高等課程」は、高知県高等学校等奨学金の貸与対象学科としてあらかじめ認定されている学校が対象となります。

詳しくは、高知県教育委員会高等学校課 (088-821-4893) までお問い合わせください。

- 2 **保護者が高知県内に居住している方**

- 3 **経済的な理由により修学が困難な方**

次の(1)～(4)のいずれかに該当する世帯の方が対象となります。

- (1) 平成30年度に生活保護法に基づく保護を受けた世帯
- (2) 平成30年度に市町村民税を非課税(地方税法第295条第1項の規定による)とされた世帯
- (3) 平成30年度に市町村民税を減免(地方税法第323条の規定による)された世帯
- (4) 世帯全員の収入(所得)金額が、「**別表1 収入(所得)基準額表**」に定める収入(所得)基準額以下である世帯

- 4 **日本学生支援機構による学資の貸与若しくは支給又は国・県からの奨学金の貸与を受けていない方** ただし、次の(1)及び(2)の貸与については除きます。

- (1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度資金
- (2) 高知県生活福祉資金貸付制度の教育支援資金のうち就学支度費

※ア 申請者の多い場合は、選考により貸与できない場合があります。

イ 貸与の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

ウ 専攻科へ進み、続けて貸与を受けたい方は、新たな申請が必要です。

【貸与月額】

在学する高等学校等の奨学金区分の中で、貸与月額を選ぶことができます。

奨学金区分	貸与月額
国公立	18,000円 又は 23,000円
私立	30,000円 又は 35,000円

※貸与する奨学金は、国公立及び私立ともに「無利子」です。

【貸与期間】

平成31年4月から正規の修業年限とします。

	入学年度	平成31年4月からの貸与期間
高等学校の例	28	定時制・通信制のみ1年間
(中等教育学校の後期課程	29	全日制は1年間、定時制・通信制は2年間
及び特別支援学校の高等部	30	全日制は2年間、定時制・通信制は3年間
を含む。)	31	全日制は3年間、定時制・通信制は4年間

【申請手続】

平成31年4月から募集を行いますので、「高知県高等学校等奨学金貸与申請書(第1号様式の2)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、在学する高等学校等へ提出してください。

なお、申請期間が限られていますので、在学している学校へ提出期限を確認のうえ、速やかに提出してください。



<申請書に添付する書類>

次の1～5については、申請者全員が提出しなければならない書類です。

1 誓約書(第1号様式の3の2)

連帯保証人2名それぞれの印鑑登録証明書(発行日が申請時から3か月以内のもの。)を添付してください。

(注) 連帯保証人は「有職者かつ平成31年4月1日時点で20歳以上65歳以下の方」としてください。

2 住民票(申請者と生計を一にする家族全員の分)

発行日が申請時から3か月以内のもので、必ず「続柄表示」及び「世帯全員の住民票である」旨の記載があるものを添付してください。

なお、住民票のホッチキスは外さないでください。(外した跡があれば「再提出」となりますのでご注意ください。)

(注) 次の場合は、住所が別でも生計を一にする家族となります。

- ア 勤務地の関係で別居しているとき
- イ 就学のため別居しているとき
- ウ 主として扶養している別居の祖父母

3 収入等を証明する書類（申請者と生計を一にする家族全員の分）

- (1) 平成30年度に生活保護を受けた世帯…… 福祉事務所長の発行する「生活保護受給証明書」
- (2) (1)以外の世帯…… 市町村長の発行する「平成30年度収入・所得証明書」**（※源泉徴収票は不可）**

（注）収入がない方についても、「収入・所得証明書」を提出してください。

ただし、乳児・幼児及び就学者については、提出する必要はありません。

（注）(2)の世帯のうち、「別表1 収入（所得）基準額表 備考」に該当する世帯で、基準額に加算の必要がある場合は、確認のうえ、必要書類を併せて提出してください。

4 申請者本人名義の預金通帳の写し

「四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・農業協同組合・みずほ銀行」の金融機関のうち、いずれかの口座を指定のうえ、預金通帳に記載されている【金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（「漢字表記の箇所」及び「フリガナ表記の箇所」ともに必要）】が確認できるところをコピーしてください。

（注）指定した全ての箇所のコピーが必要ですのでご注意ください。

5 在学証明書

高等学校等が発行する証明書です。

【貸与の決定】

平成31年7月頃に、在学している高等学校等を通じて、本人に通知します。

【貸与の方法】

原則として、毎月1回あなたが指定した口座に振り込みます。

ただし、第1回目の振り込みについては、7月下旬に「4月分～7月分」の4か月分をまとめて振り込む予定です。

【奨学金の返還】

この奨学金は貸与するものであり、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

奨学金の貸与が終了してから6か月を経過後、貸与金額に応じて、20年以内で県が定めた期間により、【月賦・半年賦・年賦・一括】のいずれかの方法で返還していただきます。（返還期間については、「別表2 奨学金の返還期間」のとおりです。）

なお、選択した返還方法にはそれぞれ納期限を設定しており、納期限までに返還しなかった場合は、延滞した日数に応じ、**「年10.95%」**の割合で計算した延滞利子を別途お支払いいただきます。

（例：3年間の貸与を受け、毎月返還する場合）

奨学金区分	貸与月額	貸与総額	返還年数	返還月額
国公立	18,000円	648,000円	9年	6,000円
	23,000円	828,000円	10年	7,000円
私立	30,000円	1,080,000円	11年	9,000円
	35,000円	1,260,000円	12年	9,000円

- ア 奨学生が次のいずれかに該当する場合は、申請により返還が猶予されます。
 →「大学等へ進学したとき」「経済的な理由により返還が困難であると認められるとき」
 「災害・疾病等やむを得ない理由があると認められるとき」
- イ 奨学生が次のいずれかに該当する場合は、申請により、状況に応じて全額又は一部の返還が免除されます。
 →「死亡したとき」「精神若しくは身体に著しい障害を受けたとき」

別表1 収入（所得）基準額表

世帯区分	[給与・年金収入] の場合 収入基準額	[給与・年金収入以外の場合] 所得基準額
1人世帯	3,190,000円	2,153,000円
2人世帯	4,680,000円	3,304,000円
3人世帯	5,760,000円	4,168,000円
4人世帯	6,870,000円	5,083,000円
5人世帯	7,810,000円	5,929,000円
6人世帯	8,990,000円	7,040,000円
7人世帯	9,940,000円	7,990,000円
8人世帯	11,070,000円	9,120,000円
9人世帯	12,200,000円	10,250,000円

備考 次のア及びイの世帯については、上記の収入（所得）基準額に加算があります。

- ア 身体障害者手帳（1級・2級・3級）
 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）
 療育手帳（A1・A2・B1） } の交付を受けている方がいる世帯
 →「当該者1人につき 300,000円」を基準額に加算することができますので、交付を受けている手帳の写しを提出してください。
- イ 父母の一方又は父母以外の方が児童を養育している世帯
 →「260,000円」を基準額に加算することができますので、その旨を証する書類（例：児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭医療費受給者証の写し、民生委員の証明等）を提出してください。

別表2 奨学金の返還期間

貸与金額	返還期間
300,000円以下	7年
300,001円～500,000円	8年
500,001円～700,000円	9年
700,001円～900,000円	10年
900,001円～1,100,000円	11年
1,100,001円～1,300,000円	12年
1,300,001円～1,500,000円	13年
1,500,001円～1,900,000円	14年
1,900,001円～2,300,000円	15年
2,300,001円～2,700,000円	16年
2,700,001円～2,900,000円	17年
2,900,001円～3,100,000円	18年
3,100,001円～3,300,000円	19年
3,300,001円以上	20年

(例：3年間貸与を受けた場合)

国公立・18,000円(648,000円)

国公立・23,000円(828,000円)

私立・30,000円(1,080,000円)

私立・35,000円(1,260,000円)

- 備考 1 貸与金額は、貸与を受けた奨学金の総額です。
- 2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度と認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受け、奨学金の返還の期間の変更を希望する場合における貸与金額は、備考1による奨学金の総額に大学等で修学するために貸与を受けた資金の総額を加えた額となります。